

平成24年度第2回

小金井市国民健康保険運営協議会会議録

と き 平成24年11月14日（水）

ところ 市役所本庁舎第1会議室

小金井市市民部保険年金課

平成24年度第2回小金井市国民健康保険運営協議会会議録

日 時 平成24年11月14日(水)

場 所 市役所本庁舎第1会議室

出席者 〈委 員〉

小 尾 淳 子	山 口 登	廣 野 惠 三
吉 越 留 美	山 本 茂 子	遠 藤 百合子
鈴 木 成 夫	関 根 優 司	渡 辺 ふき子
飯 塚 美里男	吉 田 幹 哉	

〈保険者〉

副市長	三 木 暁 朗
市民部長	川 合 修
保険年金課長	大 津 雅 利
国保給付係長	畑 野 実 那
国保税係長	三 浦 真規子
保険年金課主査(賦課担当)	野 村 明 生

議 題 日程第1 小金井市国民健康保険税条例の一部改正について(諮問)
(報告)
日程第2 その他

平成24年11月14日

◎**大津保険年金課長** 定刻より少し前ですが、本日ご出席の確認をさせていただいている委員の皆様全て出席していただいておりますので、これから始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎**関根会長** こんにちは。お待たせいたしました。定刻となりましたので、平成24年度第2回国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。本日はお忙しいところご出席いただきまして、大変ありがとうございます。

本来ですと、市長のほうからご挨拶を申し上げるところでございますが、市長が公務のため欠席しておりますので、担当部長の川合部長からご挨拶をお願いしたいと思います。また、諮問につきましても川合部長よりお願いいたします。

それでは、川合部長からご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎**川合市民部長** 皆さん、こんにちは。市民部長の川合でございます。本日は市長及び副市長が公務で参加できないということで、私のほうからご挨拶を申し上げたいと思います。

日ごろより委員の皆様には国民健康保険の事業にご支援、ご協力をいただき、本日もお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。我が国の国民皆保険制度を支え、市町村が担う小金井市健康保険の財政運営は、構造的な問題の顕著化により、年々厳しさを増してございます。国民健康保険制度は相互扶助、助け合いの理念のもと、国庫負担金等で賄われる公費部分を除いた残りを被保険者からの保険税で賄うという原則がございます。しかし現状といたしまして、医療費が毎年増加しており、年々一般会計からの繰り入れという形で赤字補填をしているような状況が続いてございます。

一方、増え続ける医療費に見合った保険税の収入が確保できない形になってございます。恒常的な財源不足が続いておりまして、平成24年度には保険税を改定させていただいたところでございます。しかしながら、小金井市の国民健康保険特別会計の財政を取り巻く環境は相変わらず厳しくなっております。今後、国保の広域化等も視野に入れ、国保財政の安定的運営を図るため、今般国民健康保険税の限度額について法定限度額まで改定いたしたく、ご審議をお願いすることとなりました。委員の皆様にはお忙しいところまことに恐縮ではございますが、ご協力いただきますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

◎**関根会長** 議事に入る前に、本会議の成立の可否について事務局からご報告をお願いいたします。

◎**畑野国保給付係長** それでは、本会議の成立の可否についてご報告いたします。現在、定数17名中11名のご出席をいただいております。なおかつ、条例で定めております第1号から第3号の各委員1名以上のご出席をいただいておりますので、運営協議会規則に基づく定足数

に達しております。

したがいまして、本会議は成立しておりますので、この旨ご報告いたします。

なお、水越委員、瀬口委員、西野委員、櫻井委員からは本日欠席する旨のご連絡をいただいておりますので、お伝えいたします。

◎**関根会長** ありがとうございます。それでは早速議事に入ります。

まず、会議録署名委員の指名ですが、鈴木委員と渡辺委員にお願いいたします。

本日の日程につきまして、既に机の上に配付しております諮問1件、その他となっております、約2時間を予定しております。

次に、日程第1「小金井市国民健康保険税条例の一部改正」を議題といたします。部長からの諮問を求めます。

◎**川合市民部長** よろしく申し上げます。

小金井市国民健康保険運営協議会会長、関根優司様。小金井市長、稲葉孝彦。

小金井市国民健康保険税条例の一部の改正について（諮問）。

国民健康保険の円滑な財政運営を確保する必要があるため、小金井市国民健康保険税条例の一部を下記のとおり改正したいと考えています。

つきましては、小金井市国民健康保険運営協議会会則第2条の規定に基づきまして、貴協議会の意見をお示し願います。

諮問事項。

小金井市国民健康保険税条例の一部改正について。

改正内容、賦課限度額の改正、平成25年度施行。

①医療分の賦課限度額、50万円を51万円に改正する。

②支援分の賦課限度額、13万円を14万円に改正する。

③介護分の賦課限度額、10万円を12万円に改正する。

この改正は25年度以降の年度分の国民健康保険税から適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については従前の例によるものとする。よろしく申し上げます。

◎**関根会長** ただいま部長から諮問がございました。諮問書の写しを皆様にご配付いたします。

（諮問文配付）

◎**関根会長** 皆様のお手元に諮問書がお渡りになったと思います。

それでは、ただいまの諮問につきまして、細部についての説明を求めます。

保険年金課長。

◎**大津保険年金課長** 皆さん、こんにちは。本日は大変お忙しい中、また、短期間でお集まりいただきましてまことにありがとうございます。

それでは、諮問事項である小金井市国民健康保険税条例の一部改正について説明させていただきます。大変恐縮ですが、座って説明させていただきます。

説明させていただく前に、資料の確認をさせていただきます。まず、先日開催通知と一緒に

郵送させていただいた、A4のホチキスで4枚つづりの平成24年第2回国民健康保険運営協議会資料、そして本日、机上に置かせていただきました、A4、1枚で表裏の国民健康保険特別会計の推移（試算）と、平成24年度国民健康保険特別会計第2回補正予算概要の3点ですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。もしお手元がない資料がございましたら、事務局が届けますのでお申し出ください。

◎**関根会長** 僕のとってきて。僕のそこに置いてあるの。ありがとうございます。

◎**大津保険年金課長** それでは、平成25年度の賦課分から、賦課限度額を平成23年度に改正されました法定限度額まで引き上げる経緯についてご説明させていただきます。

平成24年度において当初予算編成ができなかったことから、短期的な視野に立って、保険税の税率の改定をさせていただいたところでございます。しかし、平成23年度決算において赤字となる見込みから、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づきまして、当該年度の決算に当たり予算編成時には予測し得なかった歳入不足を回避するために行う会計年度独立の原則の例外措置の1つとして、翌年度予算から繰り上げて充用できるため平成24年度予算から7,880万8,000円の繰上充用措置を行っておりますので、その分が既にマイナスとなっております。

平成24年度の第2回補正におきまして、平成23年度の療養給付費等交付金の精算に伴う返還金を支出するため、国保特別会計だけでは賄い切れず、不足する額を一般会計から赤字補填分として、その他一般会計繰入金で2,900万円の追加で繰り入れをお願いしたところでございます。今後も平成23年度の国の療養給付費交付金につきまして、精算に伴う返還金が発生する見込みですので、平成24年度も大変厳しい状況にございます。そして、依然として医療費は年々増加傾向にあり、平成25年度も同様な傾向には変わりありません。加えて、平成23年度に赤字が見込まれたことから、東京都からお借りいたしました無利子の保険財政自立支援事業貸付金1億9,400万円の3年度にわたる返済の1回目、6,500万円の返済が始まるところでございます。依然として国保財政は厳しい状況となる見込みでございます。

また、平成24年度の多摩26市の法定限度額の状況ですが、20市で法定限度額に達しております。法定限度額につきましては、東京都の補助金に影響を与えるとともに、調整交付金等の積算項目にも記載する数値となっております。保険税は、医療費等の基礎課税対象経費から国や都の法定財源を差し引いた残りの額を保険税として徴収することとされているところです。しかし、法定財源を増やして保険税以外の財源の活用率を上げることができるので、保険税で賄う財源規模の割合が少なくて済むことになり、結果的には被保険者の方々の負担を軽くすることとなります。

平成24年度の納税通知書の7月13日発送以後、7月末までに被保険者の方々から635件のお問い合わせがございました。厳しい意見もいただきましたが、医療費の増加に伴い税率の改定は仕方がないが、やはり一度に急激に改定されるのは厳しいので、毎年でも構わないから少しずつ変えてほしいという意見もいただいているところでございます。

このようなことから、小金井市の現行の賦課限度額につきましては、平成22年度の法定限度額に平成23年度、平成24年度の2年度にわたり改定させていただいたところですが、国保財政の安定的な運営のため、平成25年度の賦課分から賦課限度額を平成23年度に改正された現行の法定限度額まで引き上げさせていただくため諮問させていただくものでございます。なお、現行の法定限度額につきましては、平成25年度もそのまま据え置かれる見込みとなっております。平成24年度の保険税率の改正、平成25年度の賦課限度額の改正と2年続いて被保険者の方々にご負担をお願いしなければならない苦渋の選択でございますが、医療費の支出ができなくなり、被保険者の方々に迷惑がかからないよう、健全な国保財政の運営を目指してまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、国民健康保険税課税限度額改定に伴う国民健康保険税収入への影響額についての資料をごらんください。1ページ目をお開きください。上の表は現行限度額と法定限度額、その影響額についてお示ししたものでございます。現行限度額は、医療分、支援金分、介護分を合わせて73万円のところ、法定限度額に改定した場合には77万円となることから、4万円の負担増となるものでございます。中ほどの現年度分の調定額の推移ですが、平成24年の9月末の調定実績から推計したもので、現行では24億7,319万円、改定後では24億8,861万6,000円となり、調定ベースでは1,542万6,000円の増となり、平成24年度当初予算の現年度分の一般と退職の収入率から積算すると、影響額が1,388万3,000円となる見込みでございます。

続きまして、2ページをお開きください。上の表は限度額に該当する世帯の推計でございます。現行の該当世帯は、医療分が405世帯、支援金分が776世帯、介護分が292世帯で、合計1,473世帯となっております。改定後の該当世帯は医療分が394世帯、支援金分が678世帯、介護分が203世帯で、合計1,275世帯となり、限度額が上がることで198世帯が減となり、限度額を超えない世帯となることとなります。

2ページの中ほどから3ページにかけまして、世帯モデル別の限度額到達までの目安をお示ししたものでございます。給与収入を10万円単位として、57歳の単身世帯、40歳以下の夫婦と子供世帯、40歳代の夫婦世帯で、いずれも固定資産割がかからない世帯で、現行と改定後ではどのくらい影響があるかをお示ししてございます。

1の単身世帯をごらんください。表側には給与収入額、表頭の左が現行、右が改定後、一番右が差額となっております。一番上の960万円の給与収入では、現行の医療分が34万3,500円、支援金分が13万円で限度額に達しております。介護分は8万8,500円で、合計56万2,000円ですが、改定後の医療分が34万3,500円、支援金分が13万1,000円、介護分は8万8,500円で、合計56万3,000円となり1,000円の増となりますが、限度額該当世帯ではなくなることとなります。表の太枠内の数値が限度額に達している部分をあらわしているものでございます。

960万円から2段下の1,080万円の世帯をごらんください。現行合計が62万3,900

0円で、2つが限度額に達している世帯ですが、改定後は63万4,700円で、1つが限度額に達している世帯となり、1万800円の増となるものでございます。大変わかりにくい表かもしれませんが、以下同様になっておりますのでごらんいただきたいと思います。いずれの世帯におきましても、現行で限度額に達している世帯の給与収入は大変高額となっていることがお気づきかと思えます。今回の限度額の改定は高額の収入の世帯に影響があり、負担をお願いすることとなるものでございます。

続きまして、4ページをお開きください。小金井市の保険税率の改定状況をお示ししたものでございます。

次に5ページをお開きください。平成24年4月1日現在の26市の税率等の状況で、東京都の国民健康保険課区市町村指導係が作成したものでございます。一番上が小金井市の状況で、下から2番目が26市の平均となっております。一番下が法定限度額となっているものでございます。26市のうち20の市が法定限度額に達していることから、平均の小数点以下を四捨五入いたしますと、全て法定限度額に達している数値となっているところでございます。

続きまして、本日机上に配付させていただきました国民健康保険特別会計の推移（試算）をごらんください。平成20年度から23年度までは決算額、24年度は予算現額、25年度から29年度までは、裏面の下段に記載しておりますが、過去4年間の伸び等から推測した数値となっております。したがって、右上に記載してありますとおり、取り扱いに注意していただき、この場での数値であることをご認識していただければと思います。また、A4の資料とするため大変細かな表となっております。大変申しわけございませんが、よろしく願いいたします。

まず、表の見方ですが、表題が記載してあるほうが表となり、被保険者数、歳出となっております。上から3分の2あたりに保険給付費と書いてある欄がございます。25年度から29年度にかけ、前年度対比で2.7%、5.4%、5.4%、5.5%、5.8%の増となり、一番下段に書いてあります歳出合計では、25年度から4%、5.5%、6.3%、6.2%、6.1%の増となっている見込みとなっております。

続きまして、裏面をごらんください。歳入について記載してございます。表の半分から少し下に保険税の合計が記載してございます。これは被保険者数の伸び率を勘案し試算していますが、平成25年度以降において、全て1%に満たない数値の伸び率となっているところでございます。歳入合計につきましては、平成25年度から29年度まで2.3%、4.5%、2.3%、4.6%、4.4%の増となり、歳出に比べて少ない伸び率となっているところがごらんいただけるかと思えます。したがって、歳入から歳出を差し引きますと、平成25年度では1億6,892万8,000円の不足、29年度では11億9,235万9,000円の不足と、大変な数字となってしまいます。この数値から赤字補填分等を差し引いた数値が表の最下段に記載してありますが、ごらんいただければと思います。

このように、いろいろな背景を抜きにした過去の伸び率等から試算した数字ですが、被保険

者の方の安定的な医療給付を確保し、国保財政を安定的に運営にするためには、適正な医療費の執行と定期的な保険税の改定が必要であることがわかりいただける資料となっているものがございます。

簡単ですが、以上で説明を終わりにさせていただきます。

◎**関根会長** それでは、説明が終了しましたので、これから質疑、協議を行いたいと思います。

事務局に対して質問がありましたら、挙手をお願いいたします。ございませんか。

◎**遠藤委員** はい。

◎**関根会長** はい、遠藤さん。

◎**遠藤委員** 課長からもお話を伺っているところではあるんですが、念のために。

今年の4月から国保が値上げをされました。それで、収入率という点から見まして、厚生文教委員会でも同じように質問があったかと記憶しているところではあるんですが、国保の収入率がこの間9月、10月ぐらいまでの間でわかる範囲の中で、昨年と比べてどのぐらいの推移があったかということはいかがでしょうか。それから、あともう1点は意見なんですけれども、5ページの表によりますと、小金井市が平均的数値まであともう一歩というところで、まだ達していないということですので、今回の値上げに関しては妥当なのではないかなと。これは意見です。1点だけお願いします。

◎**関根会長** 課長。

◎**大津保険年金課長** 平成24年度の国民健康保険税の収入率でございますが、平成24年10月31日現在の数値を申し上げさせていただきます。一般と退職を合わせたものですが、収入率が34.2%となっているところでございます。前年同月の数字は33.70%でございますので、若干ですが収入率につきましては伸びているところでございます。これは、保険税を値上げさせていただいたところでございますが、被保険者の方々のご理解をいただいた結果として、収入率が上がっているものと認識しているところでございます。以上です。

◎**関根会長** 遠藤さん。

◎**遠藤委員** これだけの数値が、1%ってかなり重たいものであるなと思っておりまして、値上げをしたにもかかわらず、これだけ皆様納めていただいているということに関しては、やはり担当課の細かい指導とか、電話での対応だとか、市民の方々に納得していただけるような対応を職員の方々がしているということも考えられるんですけども、そのあたりの動向はいかがでしょう。

◎**関根会長** 課長。

◎**大津保険年金課長** 今、遠藤委員のおっしゃっていただいたとおり、先ほど私も申し上げましたが、市民の方に理解をしていただいた部分、また、職員のほうが日々努力をしまして、値上げについて、また保険税の仕組み、その他もろもろ丁寧に説明させていただいております。また、滞納されている方に対しましても親切に対応させていただいている関係から、収入率につながっていると思っているところでございます。職員には私自身個人的に感謝しているところ

ろでございます。以上です。

◎**関根会長** ほかにございますか。ございませんか。

それでは、ほかに質疑がなければこれで質疑を終了したいと思います。

本国民健康保険条例の一部改正は、2月議会に上程しなければなりませんので、本日、答申をまとめたいて考えておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎**関根会長** 異議なしと認めます。答申といたしましては、市長の諮問のとおりということで取りまとめたいてと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎**関根会長** ありがとうございます。答申につきましては、委員の皆様方には後日送付させていただきます。

次に、日程第2「その他」に入るわけですが、事務局から何かございますか。

保険年金課長。

◎**大津保険年金課長** それでは、その他として2つほど説明をさせていただきます。本日机上に配らせていただいた、平成24年度第2回補正の資料についてごらんいただきたいと思いません。

これは、9月議会でご議決をいただいた内容でございます。主な補正の内容でございますが、平成23年度の退職者に関する療養給付費等交付金の精算による返還金に伴うもので、歳出では繰上充用金の確定後の変更、予備費での助成という形で補正をさせていただいた内容となっているものでございます。補正前の予算額98億9,451万2,000円に補正予算額3,744万8,000円を加え、補正後の予算額99億3,196万円とするものでございました。

左側の歳入欄をごらんください。3の国庫支出金ですが、高額療養費共同事業負担金でございます。交付決定による通知から295万円の補正増としたものでございます。

款5、前期高齢者交付金でございます。東京都国民健康保険団体連合会の通知から、254万8,000円の補正増としたものでございます。

款6、都支出金でございます。国庫と同様に、高額療養費共同事業負担金でございます。交付決定額から295万円の補正増としたものでございます。

款9の繰入金、その他一般会計繰入金でございますが、返還金に伴う予算が不足することから、第2回補正において収支を合わせるところから歳入に不足が生じることから、一般会計から赤字補填分として、その他一般財源繰入金として2,900万円の補正増をお願いしたものでございます。

右側の歳出をごらんください。款11、諸支出金、償還金、利子及び割引料でございます。平成23年度の退職に関する療養給付費等交付金の精算の確定によるもので、5,152万6,000円を返還するため補正増としたものでございます。

款12の予備費でございます。歳入歳出調整のため、988万6,000円を補正減としたも

のでございます。

款13、繰上充用金でございます。平成23年度国民健康保険特別会計決算見込みにおきまして、8,300万円の不足が見込まれたことから、出納閉鎖期間である平成24年5月25日の臨時議会におきまして、繰上充用金8,300万円のご議決をいただいたところでございます。平成23年度の不足額が7,880万8,000円と確定したことから、419万2,000円を補正減としたものでございます。以上です。

続きまして、口頭での説明とさせていただきます。小金井市国民健康保険特定健康診査等実施計画の改定についてでございます。平成17年12月に政府・与党の医療改革協議会でまとめられた医療制度改革大綱を踏まえ、生活習慣病予防の徹底を図るため、高齢者の医療の確保に関する法律の第19条の規定に基づいて、平成20年2月に策定いたしました小金井市国民健康保険特定健康診査等実施計画は、平成24年度までの5年の計画となっているものでございます。2期目となる平成25年度から29年度までの策定に当たり、国は平成24年9月28日付で、高齢者の医療の確保に関する法律第18条第1項の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るため、基本的な指針(平成23年3月31日制定、同年4月1日から適用)の一部を改正いたしました。

このことから、目標数値等が明らかになりましたので、改正された指針に基づきまして、平成25年度から29年度までの実施計画を策定するものでございます。計画は、現状の分析、特定健康診査及び特定保健指導等保健事業の分析(平成20年度から平成23年度)を行い、受診率等の目標数値を設定し、策定するものでございます。今後のスケジュールですが、12月末までに計画の素案を作成し、平成25年1月中旬から2月中旬にかけパブリックコメントを実施し、3月には国民健康保険運営協議会へ諮問し、ご答申をいただき策定する予定となっているものでございます。策定作業は業者委託により実施するものでございます。

なお、同様の報告につきまして、11月16日に開催されます厚生文教委員会のほうで行政報告として同様な説明をさせていただく内容でございます。以上です。

◎**関根会長** これは質疑はないんでしょう？

◎**大津保険年金課長** 質疑を受けますので、よろしくをお願いします。

◎**関根会長** 何か特にご意見とかご質問とかございますか。ないですね。では、事務局のほうからはその他の項目で報告が終わりましたが、委員の方から何がございますか。ございませんか。

では、これで本日の議題は全て終了いたしました。長時間にわたりご審議いただきまして…。副市長がお見えになりましたので、副市長から一言ご挨拶をお願いします。

◎**三木副市長** おくれまして大変申しわけございませんでした。副市長の三木と申します。このたびは国保条例の一部改正ということで、賦課限度額の引き上げの諮問をさせていただきまして、ご審議をいただきご承認いただいたということで、まことにありがとうございました。これからも国保行政を適正に運営していく中で、また皆様のお力添えをいただきながらやって

いこうと思っております。今日は別の公務でおくれてしまいまして、重ね重ね、ほんとに大変失礼いたしました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

◎**関根会長** では、これで本日の議題は全て終了……。

◎**大津保険年金課長** 会長、あと1件だけ。申しわけございません。

◎**関根会長** 保険年金課長。

◎**大津保険年金課長** 追加の追加で大変申しわけございません。国民健康保険運営協議会の任期でございますが、今の委員の方々につきましては2年間ということで、今年の12月末までをもって任期となっているところでございます。したがって、次期被保険者様の委員の募集につきましては、あす11月15日号の「市報こがねい」におきまして委員を募集させていただくところでございます。

被保険者を代表する委員は5名となっているところでございますが、3名の方につきましては引き続きお願いできるという内諾を得ているところでございまして、募集についてはお二人ということでございます。お知り合いで興味のあるような方がいらっしゃいましたら、市報を見ていただきまして公募していただけるようお口添えいただければと思っております。

それから、部長から委員の任期満了について一言お願いします。

◎**関根会長** 部長。

◎**川合市民部長** 本日が任期の最後の会議となると思います。皆様におかれましては2年間ご審議、ご協力いただきありがとうございました。一言お礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

◎**大津保険年金課長** あと、申しわけございません。委員名簿を訂正したものをお配りしたいと思っておりますので、配らせていただけますでしょうか。

◎**関根会長** どうぞ。よろしくお願いします。

(名簿配付)

◎**関根会長** では、以上をもちまして本日の会議を終了いたしたいと思っております。

ご協力どうもありがとうございました。

— 了 —

以上、書記をして会議の顛末を記載し、その記載に誤りのないことを証します。

平成24年11月14日

議 長

署名委員

署名委員